Ⅴ　研究科規則等

1　神戸大学大学院農学研究科規則

平成19年３月20日制定

（趣旨）

第１条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年４月１日制定）及び神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究科における教育研究上の目的）

第２条　研究科は，食料・環境・健康生命に代表される農学の諸課題を探求することによって，持続共生社会を構築する高度な技術と知的基盤の創成に貢献するための教育研究を行う。

（課程）

第３条　研究科の課程は，博士課程とする。

２　博士課程は，これを前期２年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

（専攻及び講座等）

第４条　研究科に置く専攻，講座及び教育研究分野は，別表第１に掲げるとおりとする。

（各専攻における教育研究上の目的）

第５条　各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

⑴　食料共生システム学専攻

農業工学及び農業経済学の融合による学際的な視点及び方法論に基づき，自然・人工環境，作物・食料，人間・地域国際社会及び生産技術を包括した食料共生システムの構築に係る教育研究を行うとともに，前期課程においては，農業生産基盤から食料の生産・加工・流通・消費に至る様々な問題に取り組める研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を持つ人材の養成を目的とし，後期課程においては，我が国のみならず，アジアや世界の広範な視点から，持続的かつ効率的な食料生産及び供給を可能にするシステムの構築及び発展に貢献する上で必要な高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識及び技術を備えた優れた人材を養成することを目的とする。

⑵　資源生命科学専攻

有用な動物，植物，微生物及びそれらの相互作用に係る諸問題を，遺伝子から生態系レベルまで及び基礎から応用までを統括した資源生命科学として捉えた教育研究を行うとともに，前期課程においては，生物資源の探索・生産・利用・管理技術の開発に向けた研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を持つ人材の養成を目的とし，後期課程においては，生物資源に関して独創的な学術研究と科学技術開発を推進することにより，高度な専門的及び総合的な知識や思考力をもち，食料生産から先端バイオ領域まで幅広い分野を担う上で必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識と技術を備えた優れた人材を養成することを目的とする。

⑶　生命機能科学専攻

生命が生み出す多岐にわたる機能を作物，食品，化学・医薬品等の生産に活用するためのバイオサイエンスたる生命機能科学に係る教育研究を行うとともに，前期課程においては，農及び食に関わる多様な機能及び現象を分子から生態レベルまで広範囲に解析できる研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を持つ人材の養成を目的とし，後期課程においては，学問の進むべき方向を広い視点から洞察し，生命機能の化学的活用及び農環境の保全・創造に関わる先端科学を担

いうる優れた思考力，実験力及び表現力を備え，かつ社会に貢献する上で必要な高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識及び技術を備えた優れた人材を養成することを目的とする。

（研究科長）

第６条　研究科に，研究科長を置く。

２　研究科長は，研究科に関する事項を総括する。

（副研究科長）

第７条　研究科に，副研究科長２人を置く。

２　副研究科長は，研究科長の職務を補佐する。

３　副研究科長の選考に関し必要な事項は，神戸大学大学院農学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て定める。

（専攻長）

第８条　研究科の各専攻に，専攻長を置く。

２　専攻長は，専攻ごとに研究科に配置された神戸大学の専任の教授の中から選出する。

３　専攻長の任期は，１年とする。

４　専攻長は，当該専攻に関する事項を総括する。

５　専攻長の選考に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

（副専攻長）

第９条　研究科の各専攻に，副専攻長を置く。

２　副専攻長は，専攻ごとに研究科に配置された神戸大学の専任の教授の中から選出する。

３　副専攻長の任期は，１年とする。

４　副専攻長は，専攻長の職務を補佐する。

５　副専攻長の選考に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

（前期課程の入学資格）

第10条　前期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑸　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑹　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

⑺　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満

たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑻　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑼　法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，研究科において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑽　大学に３年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程を修了し，研究科において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

⑾　研究科において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

（進学）

第11条　神戸大学（以下「本学」という。）の大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程に進学を希望する者については，選考の上，進学させる。

（後期課程の入学資格）

第12条　後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位又は専門職学位を有する者

⑵　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑷　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑸　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

⑹　外国の学校，第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

⑺　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

⑻　研究科において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（選考方法）

第13条　入学志願者に対する選考は，学力検査，口頭試問等により行う。

（転専攻）

第14条　学生は，所属する専攻の専攻長及び転専攻を志望する専攻の専攻長が認めた場合に限り，転専攻を願い出ることができる。

２　前項の規定により転専攻の願い出があった場合には，教授会の議を経て，許可することがある。

３　転専攻の時期等については，別に定める。

（転入学）

第15条　他の大学の大学院に在学している者が，研究科に転入学を志願するときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

２　転入学に関し必要な事項は，別に定める。

（再入学）
第16条　研究科を中途退学した者又は除籍された者が，再入学を志願するときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。
２　再入学に関し必要な事項は，別に定める。
（教育方法）
第17条　研究科における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。
２　前項に掲げる授業及び研究指導は，夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。
（授業科目等）
第18条　研究科の授業科目及び単位数等は，別表第２及び別表第３のとおりとする。
２　前項に規定するもののほか，臨時に授業科目を開設することがある。ただし，その授業科目及び単位数等は，開設の都度定める。
（単位の基準）
第19条　各授業科目の単位の計算は，次の基準による。
⑴　講義については，15時間の授業をもって１単位とする。
⑵　演習については，15時間又は30時間の授業をもって１単位とする。
⑶　実験及び実習については，30時間又は45時間の授業をもって１単位とする。
（指導教員）
第20条　研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は，研究科に配置された神戸大学の専任の教授及び研究科の客員教授とする。ただし，必要があるときは，教授会の議を経て，研究科に配置された神戸大学の専任の准教授，講師，助教又は研究科の客員准教授をもって充てることができる。
（授業科目の履修）
第21条　学生は，授業科目の履修に当たり，指導教員の承認を得て，学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。
２　学生は，他の研究科の授業科目を履修しようとするときは，指導教員の承認を得た上，研究科長を経て，当該研究科長の許可を受けなければならない。
３　前期課程に在籍する学生は，学部の授業科目を履修しようとするときは，指導教員の承認を得た上，研究科長を経て，当該学部長の許可を受けなければならない。
４　前２項の規定により履修した他の研究科等の授業科目について修得した単位は，教授会の議を経て，第32条に規定する単位として認めることができる。
（他大学大学院の授業科目の履修）
第22条　学生は，教授会の議を経て，研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。
２　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，学生は，教授会の議を経て，協定に基づかずに外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。
３　前２項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，教授会の議に基づき，前期課程にあっては10単位を限度とし，後期課程にあっては４単位を限度として，研究科において修得したものとみなし，第32条に規定する単位として認めることができる。
（休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い）
第22条の２　学生が教授会の議を経て，休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大

学院において履修した授業科目について修得した単位を，研究科において修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，教授会の議を経て，研究科において修得したものとみなすことができる。

3　前２項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第３項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて，前期課程にあっては10単位を限度とし，後期課程にあっては６単位を限度として，第32条に規定する単位として認めることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第23条　教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は，教授会の議を経て行う。

2　既修得単位の認定を受けようとする者は，指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。

3　第１項の規定により認定された単位数は，転入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，前期課程にあっては10単位を限度とし，後期課程にあっては４単位を限度として，第32条に規定する単位として認めることができる。

（他大学大学院等の研究指導）

第24条　学生は，教授会の議を経て，研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において研究指導を受けることができる。ただし，当該研究指導を受けることができる期間は，前期課程の学生にあっては１年，後期課程の学生にあっては２年を超えないものとする。

2　前項ただし書の規定にかかわらず，後期課程の学生にあっては，特別の事情があると認められる場合に限り，２年を超えて前項の研究指導を受けることができるものとする。

（自然科学系プログラム教育コース）

第25条　自然科学系の分野に関する幅広い知識及び学際的視点を有する人材を養成するため，前期課程に自然科学系プログラム教育コース（以下「プログラムコース」という。）を置く。

2　プログラムコースに関し必要な事項は，別に定める。

（Kobe Global Graduate Program for Agricultural Scienceコース）

第25条の２　農学分野に関する外国人留学生の教育や国際性を有する人材の養成に対応するため，博士課程に Kobe Global Graduate Program for Agricultural Science コース（以下「グローバルコース」という。）を置く。

2　グローバルコースに関し必要な事項は，別に定める。

（留学）

第26条　学生は，第22条及び第24条の規定に基づき，外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは，研究科長の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により留学した期間は，標準修業年限に算入する。

（休学）

第27条　休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由があるときは，研究科長は，更に１年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。

2　休学期間は，通算して，前期課程にあっては２年，後期課程にあっては３年を超えることはできない。

（単位の授与）
第28条　授業科目を履修し，試験に合格した者には，所定の単位を与える。
２　試験は，筆記試験，口頭試問又は研究報告等により行う。
（前期課程の研究経過発表会）
第29条　各専攻は，別に定める単位を修得した前期課程の学生を発表者として，研究経過発表会を開催するものとする。
２　前期課程の学生は，研究経過発表会で発表を行ったことの認定を受けなければ，学位論文を提出することができない。
（後期課程の研究経過発表会及び研究成果発表会）
第30条　各専攻は，後期課程の学生を発表者として，研究経過発表会を開催するものとする。
２　各専攻は，別に定める単位を修得した後期課程の学生を発表者として，研究成果発表会を開催するものとする。
３　後期課程の学生は，研究成果発表会で発表を行ったことの認定を受けなければ，学位論文を提出することができない。
（学位論文の審査及び最終試験）
第31条　学位論文の審査及び最終試験については，神戸大学学位規程（平成16年４月１日制定）の定めるところによる。
（成績評価基準）
第31条の２　教学規則第73条の２に規定する成績評価基準については，別に定める。
（課程の修了）
第32条　前期課程の修了要件は，前期課程に２年以上在学し，別表第２に定める授業科目のうちから30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。
２　博士課程の修了要件は，後期課程に３年以上在学し，別表第３に定める授業科目のうちから10単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，後期課程に１年（２年未満の在学期間をもって修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。
３　前２項の課程修了の認定は，教授会の議を経るものとする。
（学位の授与）
第33条　前期課程を修了した者には，修士の学位を授与する。
２　博士課程を修了した者には，博士の学位を授与する。
３　前２項の学位を授与するに当たっては，次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
前期課程　　農学
博士課程　　農学又は学術
（特別聴講学生）
第34条　研究科と協定している他大学大学院の学生で，研究科の特別聴講学生を志願する者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して，研究科長に願い出るものとする。
２　特別聴講学生の受入れの時期は，その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし，聴講期間は，当該授業科目の開講学期とする。

（特別研究学生）

第35条　研究科と協定している他大学大学院の学生で，研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2　特別研究学生の研究期間は，１年以内とする。ただし，特に必要と認めるときは，教授会の議を経て，期間を更新することができる。

（科目等履修生）

第36条　研究科において，特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは，教授会の議を経て，科目等履修生として入学を許可することがある。

2　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

（聴講生）

第37条　研究科において，特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは，教授会の議を経て，聴講生として入学を許可することがある。

2　聴講生に関し必要な事項は，別に定める。

（研究生）

第38条　研究科において，特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは，教授会の議を経て，研究生として入学を許可することがある。

2　研究生は，研究科に勤務する教員の指導の下に研究を行うものとする。

3　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第39条　前期課程において，教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　前期課程において，所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は，別表第４のとおりとする。

（雑則）

第40条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

附　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成20年３月31日から施行し，改正後の第10条第２号及び第８号の規定は，平成19年12月26日から適用する。

附　則

1　この規則は，平成21年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成22年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成23年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の別表第２及び別表第３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成24年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の別表第１，別表第２及び別表第３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，平成24年９月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成25年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成25年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

この規則は，平成26年３月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成26年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成26年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の別表第２の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，平成26年６月20日から施行し，改正後の神戸大学大学院農学研究科規則の規定は，平成26年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は，平成27年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の別表第１及び別表第２の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成28年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の別表第２及び別表第３の規定（先端融合科学特論に係る部分を除く。）にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，平成28年10月１日から施行し，改正後の第10条の規定は，平成28年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は，平成29年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の別表第２及び別表第３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成29年10月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年10月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成30年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の別表第２及び別表第３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成31年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の別表第２及び第３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和元年10月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和元年10月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和元年10月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和元年10月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和２年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和２年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和３年４月１日から施行し，改正後の第22条から第23条までの規定は，令和２年６月30日から適用する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和３年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の別表第２及び別表第３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第１　専攻，講座及び教育研究分野（第４条関係）

専　　攻	講　　座	教育研究分野
食料共生システム学専攻	生産環境工学	水環境学
		土地環境学
		施設環境学
		地域共生計画学
		農産食品プロセス工学
		生体計測工学
		生物生産機械工学
		生物生産情報工学
	食料環境経済学	食料経済・政策学
		農業農村経営学
		国際食料情報学
資源生命科学専攻	応用動物学	動物遺伝育種学
		動物多様性利用科学
		生殖生物学
		発生工学
		栄養代謝学
		動物分子形態学
		組織生理学
		感染症制御学
		動物遺伝資源開発学
		細胞情報学
	応用植物学	資源植物生産学
		植物育種学
		森林資源学
		園芸植物繁殖学
		園芸生産開発学
		園芸生理生化学
		熱帯有用植物学
		植物遺伝資源開発学
	食料生産フィールド科学※	食料生産フィールド科学
生命機能科学専攻	応用生命化学	生物化学
		食品・栄養化学
		天然有機分子化学
		有機機能分子化学
		環境分子物理化学
		植物機能化学
		動物資源利用化学
		微生物機能化学
		微生物資源化学
		生物機能開発化学
	応用機能生物学	土壌学
		植物栄養学
		植物遺伝学
		栽培植物進化学
		細胞機能構造学
		環境物質科学
		細胞機能制御学
		植物病理学
		昆虫分子機能科学
		昆虫多様性生態学

※印は，連携講座を示す。

別表第２　前期課程授業科目及び単位数等（第18条，第32条関係）

(1)－１　食料共生システム学専攻

授　業　科　目	単位	必修・選択必修・選択の別	備　考
先端融合科学特論Ａ（環境編）	1	必　修	
先端融合科学特論Ｂ（Advanced Science and Technology）	1	選　択	
食料共生システム学プレゼンテーション演習Ⅰ	2	必　修	
食料共生システム学プレゼンテーション演習Ⅱ	2	〃	
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
流域システム論	2	〃	
流域水文環境論	2	〃	
土質工学特論	2	〃	
施設環境学基礎論	2	〃	
地理情報システム１	1	〃	
地理情報システム２	1	〃	
土・車両システム論	2	〃	
ポストハーベスト工学論	2	〃	
栽培工程論１	1	〃	
栽培工程論２	1	〃	
環境・食品衛生工学	2	〃	
食料環境経済論	2	〃	
開発経済論	2	〃	
農業組織経営学	2	〃	
食農ビジネス論	2	〃	
国際農業論	2	〃	
課題開発演習	2	〃	
特別連携講義	2	〃	
特定課題演習Ⅰ－１	3	必　修	
特定課題演習Ⅰ－２	3	〃	
特定課題演習Ⅱ－１	3	〃	
特定課題演習Ⅱ－２	3	〃	
（研究指導）			

＊科目名の後に算用数字１と２が付く科目については，必ず１，２の両方を履修すること。

履修要件　30単位以上　　必　修：17単位

選　択：13単位以上

ただし，下記１），２）については６単位まで，３）については10単位まで算入できる。

１）　他専攻の授業科目を履修したとき。

２）　農学部，並びに本学の他研究科，他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。

３）　他大学大学院（外国の大学を含む。）の授業科目について指導教員が必要と認め，かつ所定の手続きを経て履修したとき。

(1)－２　食料共生システム学専攻（グローバルコース）

授　業　科　目	単位	必修・選択必修・選択の別	備　考
Advanced Science and Technology	1	必　修	
Introduction to Fields of Studies in Natural Sciences and Engineering	2	選　択	
Presentation Exercise on Agricultural Engineering and Socio–Economics Ⅰ	2	必　修	
Presentation Exercise on Agricultural Engineering and Socio–Economics Ⅱ	2	必　修	
Special Subject Exercise Ⅰ－１	3	必　修	
Special Subject Exercise Ⅰ－２	3	必　修	
Special Subject Exercise Ⅱ－１	3	必　修	
Special Subject Exercise Ⅱ－２	3	必　修	
Exercise in Subject Development	2	選　択	
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
Selected Topics in Soil and Water Engineering	1	選　択	
Watershed Hydrology and Environment	2	選　択	
Advanced Soil Mechanics	2	選　択	
Introduction to Agricultural Facilities and Geo–Environmental Engineering	2	選　択	
Introduction to Geographic Information 1	1	選　択	
Introduction to Geographic Information 2	1	選　択	
Terrain-Vehicle Systems	2	選　択	
Postharvest technology	2	選　択	
Field Crop Production Systems 1	1	選　択	
Field Crop Production Systems 2	1	選　択	
Engineering for Environmental and Food Hygiene	1	選　択	
Intermediate Microeconomics	2	選　択	
Development Economics	2	選　択	
Organizational Management in Agriculture	2	選　択	
Agri-Food Business	2	選　択	
Advanced lecture on Agricultural Engineering and Socio-Economics A	1	選　択	
Advanced lecture on Agricultural Engineering and Socio-Economics B	1	選　択	

＊科目名の後に算用数字１と２が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　30単位以上　　必　　修：17単位
選　　択：13単位以上
ただし，下記により６単位まで算入できる。
１）他専攻のグローバルコース授業科目を履修したとき。
２）本学の他研究科，並びに他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。

(2)－１　資源生命科学専攻

授　業　科　目	単位	必修・選択必修・選択の別	備　考
先端融合科学特論Ａ（食料編）	1	必　修	
先端融合科学特論Ｂ（Advanced Science and Technology）	1	選　択	
資源生命科学プレゼンテーション演習Ⅰ	2	必　修	
資源生命科学プレゼンテーション演習Ⅱ	2	〃	
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
動物ゲノム学	2	〃	
雄性繁殖生理学	2	〃	
動物発生工学	2	〃	
栄養代謝機構学１	1	〃	
栄養代謝機構学２	1	〃	
動物代謝制御学１	1	〃	
動物代謝制御学２	1	〃	
動物分子形態学	2	〃	
微生物分子生態学	2	〃	
動物感染機構学	2	〃	
有用動物資源学	2	〃	
シグナル分子機構論	2	〃	
資源植物生理生化学	2	〃	
植物分子育種方法論	1	〃	
森林・緑地環境学Ａ	1	〃	
森林・緑地環境学Ｂ	1	〃	
植物遺伝資源利用学	2	〃	
園芸植物防除論	2	〃	
園芸資源利用学	2	〃	
野菜生産開発論Ａ	1	〃	
野菜生産開発論Ｂ	1	〃	
ゲノム園芸学	2	〃	
花卉生産開発論	2	〃	
熱帯植物生理学	2	〃	
熱帯植物生産学	2	〃	
果実成熟生理学	2	〃	
有用生物利用学（連携）	2	〃	
課題開発演習	2	〃	
特別連携講義	2	〃	
国際植物防疫演習	1	〃	
特定課題演習Ⅰ－１	3	必　修	
特定課題演習Ⅰ－２	3	〃	
特定課題演習Ⅱ－１	3	〃	
特定課題演習Ⅱ－２	3	〃	
（研究指導）			

＊科目名の後に算用数字１と２が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　30単位以上　　必修：17単位

選択：13単位以上

ただし,下記１）,２）については６単位まで,３）については10単位まで算入できる。

１）他専攻の授業科目を履修したとき。

２）農学部並びに本学の他研究科，他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。

３）他大学大学院(外国の大学を含む。)の授業科目について指導教員が必要と認め，かつ所定の手続きを経て履修したとき。

(2)－２　資源生命科学専攻（グローバルコース）

授　業　科　目	単位	必修・選択必修・選択の別	備　考
Advanced Science and Technology	1	必　修	
Introduction to Fields of Studies in Natural Sciences and Engineering	2	選　択	
Presentation Exercise on Bioresource Science Ⅰ	2	必　修	
Presentation Exercise on Bioresource Science Ⅱ	2	必　修	
Special Subject Exercise Ⅰ－１	3	必　修	
Special Subject Exercise Ⅰ－２	3	必　修	
Special Subject Exercise Ⅱ－１	3	必　修	
Special Subject Exercise Ⅱ－２	3	必　修	
Exercise in Subject Development	2	選　択	
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
Zoonosis	1	選　択	
Plant and Animal Domestication	1	選　択	
Male Reproductive Physiology	2	選　択	
Developmental Biotechnology in Mammals	2	選　択	
Regulation System of Animal Nutrition and Metabolism 1	1	選　択	
Useful Animal Resources	2	選　択	
Plant Epigenetics	1	選　択	
Forests and the Environment	1	選　択	
Environmental Stimuli in Plants	1	選　択	
Molecular and Plant Breeding	1	選　択	
Environmental and Landscape Planning A	1	選　択	
Environmental and Landscape Planning B	1	選　択	
Arboriculture and Urban Forestry	1	選　択	
Vegetable Crop Production and Physiology A	1	選　択	
Plant Lipid Science	1	選　択	
Advanced lecture on Bioresource Science A	1	選　択	
Advanced lecture on Bioresource Science B	1	選　択	

＊科目名の後に算用数字１と２が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　30単位以上　　必修：17単位

選択：13単位以上

ただし，下記により６単位まで算入できる。

１）他専攻のグローバルコース授業科目を履修したとき。

２）本学の他研究科，並びに他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。

(3)－１　生命機能科学専攻

授　業　科　目	単位	必修・選択必修・選択の別	備　考
先端融合科学特論Ａ（健康生命編）	1	必　修	
先端融合科学特論Ｂ（Advanced Science and Technology）	1	選　択	
生命機能科学プレゼンテーション演習Ⅰ	2	必　修	
生命機能科学プレゼンテーション演習Ⅱ	2	〃	
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
分子細胞生物学	2	〃	
蛋白質化学	2	〃	
生理活性分子論１	1	〃	
生理活性分子論２	1	〃	
植物機能化学	2	〃	
植物酵素化学	2	〃	
動物性食品機能論	2	〃	
動物性資源化学論	2	〃	
応用微生物学	2	〃	
微生物ゲノム学	2	〃	
分子栄養学	2	〃	
糖質機能成分開発論	2	〃	
タンパク質構造・機能論	2	〃	
食品生理機能学	2	〃	
根圏土壌化学	2	〃	
土壌機能解析学	2	〃	
光合成生理生化学	2	〃	
栽培植物進化学	2	〃	
植物発生遺伝学	2	〃	
応用植物栄養生理学	2	〃	
生体応答細胞学	2	〃	
環境分子制御科学	2	〃	
環境分子計測科学	2	〃	
環境バイオアッセイ論	2	〃	
植物病害診断技術論	2	〃	
ゲノム機能制御学	2	〃	
時間生物学１	1	〃	
時間生物学２	1	〃	
昆虫管理学１	1	〃	
昆虫管理学２	1	〃	
群集生態学１	1	〃	
群集生態学２	1	〃	
課題開発演習	2	〃	
特別連携講義	2	〃	
特定課題演習Ⅰ－１	3	必　修	
特定課題演習Ⅰ－２	3	〃	
特定課題演習Ⅱ－１	3	〃	
特定課題演習Ⅱ－２	3	〃	
（研究指導）			

＊科目名の後に算用数字１と２が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　30単位以上　　必修：17単位
選択：13単位以上
ただし,下記１),２)については６単位まで,３)については10単位まで算入できる。
１）他専攻の授業科目を履修したとき。
２）農学部，並びに本学の他研究科，他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。
３）他大学大学院（外国の大学を含む。）の授業科目について指導教員が必要と認め，かつ所定の手続きを経て履修したとき。

(3)－２　生命機能科学専攻（グローバルコース）

授　業　科　目	単位	必修・選択必修・選択の別	備　考
Advanced Science and Technology	1	必　修	
Introduction to Fields of Studies in Natural Sciences and Engineering	2	選　択	
Presentation Exercise on Agrobioscience Ⅰ	2	必　修	
Presentation Exercise on Agrobioscience Ⅱ	2	必　修	
Special Subject Exercise Ⅰ－1	3	必　修	
Special Subject Exercise Ⅰ－2	3	必　修	
Special Subject Exercise Ⅱ－1	3	必　修	
Special Subject Exercise Ⅱ－2	3	必　修	
Exercise in Subject Development	2	選　択	
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2	選　択	
Functional Food Science	1	選　択	
Plant Molecular Biology	1	選　択	
Molecular Nutrition	1	選　択	
Advanced Organic Chemistry	1	選　択	
Applied Microbiology	2	選　択	
Stress Cytology	2	選　択	
Diagnosis of Plant Diseases	2	選　択	
Genome Function and Regulation	2	選　択	
Environmental Analytical Science	2	選　択	
Advanced lecture on Agrobioscience A	1	選　択	
Advanced lecture on Agrobioscience B	1	選　択	

＊科目名の後に算用数字１と２が付く科目については，必ず１，２の両方を履修すること。

履修要件　　30単位以上　　必修：17単位
選択：13単位以上
ただし，下記により６単位まで算入できる。
１）他専攻のグローバルコース授業科目を履修したとき。
２）本学の他研究科，並びに他学部の授業科目について指導教員が必要と認め履修したとき。

別表第３　後期課程授業科目及び単位数等（第18条，第32条関係）

(1)－１　食料共生システム学専攻

授　業　科　目	単位	必修・選択必修・選択の別	備　考
流域環境学	2	選　択	
地域計画学特論１	1	〃	
地域計画学特論２	1	〃	
生産土地環境論	2	〃	
水利施設工学特論	2	〃	
生物生産情報工学特論	2	〃	
統合生産システム論１	1	〃	
統合生産システム論２	1	〃	
ポストハーベスト工学特論	2	〃	
食料需給経済論	2	〃	
農業経営戦略論	2	〃	
食料情報システム論	2	〃	
Comprehensive Techniques in English Speech Delivery	2	〃	
特定研究１	1	必　修	
特定研究２	1	〃	
特定研究３	1	〃	
特定研究４	1	〃	
特定研究５	1	〃	
特定研究６	1	〃	
（研究指導）			

＊科目名の後に算用数字が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　10単位以上　　必　修：６単位
選　択：４単位以上
ただし，自専攻の授業科目から２単位以上並びに他専攻及び他研究科の授業科目から２単位以上修得すること

(1)－２　食料共生システム学専攻（グローバルコース）

授　業　科　目	単位	必修・選択必修・選択の別	備　考
Watershed Environment	2	選　択	
Advanced Course of Rural Planning 1	1	〃	
Advanced Course of Rural Planning 2	1	〃	
Advanced Environmental Engineering Course for Agncutural Land	2	〃	
Advanced Course of Hydraulic Structures Engineering	2	〃	
lnformation Engineering of Bioproduction	2	〃	
Integrated Management System of Bio-Production 1	1	〃	
Integrated Management System of Bio-Production 2	1	〃	
Advanced Course of Post-harvest Engineering	2	〃	
Economics on Supply and Demand of Food	2	〃	
Agricultural Organization Strategy	2	〃	
Food Informat,on System	2	〃	
Comprehensive Techniques in English Speech Delivery	2	〃	
Special Research 1	1	必　修	
Special Research 2	1	"	
Special Research 3	1	〃	
Special Research 4	1	〃	
Special Research 5	1	〃	
Special Research 6	1	〃	
(Doctor's Thesis)			

＊科目名の後に算用数字が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　10単位以上　　必　修：６単位
選　択：４単位以上
ただし，自専攻の授業科目から２単位以上並びに他専攻及び他研究科の授業科目から２単位以上修得すること

(2)－１　資源生命科学専攻

授　業　科　目	単位	必修・選択必修・選択の別	備　考
動物生殖生理論	2	選　択	
生体調節機構論A	1	〃	
生体調節機構論B	1	〃	
資源植物開発論	2	〃	
応用園芸資源論	2	〃	
先端遺伝育種論	2	〃	
有用生物資源開発論（連携）	2	〃	
Comprehensive Techniques in English Speech Delivery	2	〃	
特定研究１	1	必　修	
特定研究２	1	〃	
特定研究３	1	〃	
特定研究４	1	〃	
特定研究５	1	〃	
特定研究６	1	〃	
（研究指導）			

＊科目名の後に算用数字が付く科目については，必ず１，２の両方を履修すること。

履修要件　　10単位以上　　必　修：６単位
選　択：４単位以上
ただし，自専攻の授業科目から２単位以上並びに他専攻及び他研究科の授業科目から２単位以上修得すること

(2)－２　資源生命科学専攻（グローバルコース）

授　業　科　目	単位	必修・選択必修・選択の別	備　考
Animal Reproductive Physiology	2	選　択	
Regulatory mechanisms in animal life A	1	〃	
Regulatory mechanisms in animal life B	1	〃	
Plant Resource Science	2	〃	
Intellectual and innovative trials in Horticultural Science	2	〃	
Advanced Breeding and Genetics	2	〃	
Comprehensive Techniques in English Speech Delivery	2	〃	
Special Research 1	1	必　修	
Special Research 2	1	〃	
Special Research 3	1	〃	
Special Research 4	1	〃	
Special Research 5	1	〃	
Special Research 6	1	〃	
(Doctor's Thesis)			

＊科目名の後に算用数字が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　10単位以上　　必　修：６単位
選　択：４単位以上
ただし，自専攻の授業科目から２単位以上並びに他専攻及び他研究科の授業科目から２単位以上修得すること

(3)－１　生命機能科学専攻

授　業　科　目	単位	必修・選択必修・選択の別	備　考
微生物機能利用学A	1	選　択	
微生物機能利用学B	1	〃	
蛋白質機能論	2	〃	
有機合成・物質代謝論	2	〃	
生理活性物質論	2	〃	
先端遺伝科学	2	〃	
先端分子生物学A	1	〃	
先端分子生物学B	1	〃	
生態・環境制御論A	1	〃	
生態・環境制御論B	1	〃	
Comprehensive Techniques in English Speech Delivery	2	〃	
特定研究１	1	必　修	
特定研究２	1	〃	
特定研究３	1	〃	
特定研究４	1	〃	
特定研究５	1	〃	
特定研究６	1	〃	
（研究指導)			

＊科目名の後に算用数字が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　10単位以上　　必　修：６単位
選　択：４単位以上
ただし，自専攻の授業科目から２単位以上並びに他専攻及び他研究科の授業科目から２単位以上修得すること

(3)－２　生命機能科学専攻（グローバルコース）

授　業　科　目	単位	必修・選択必修・選択の別	備　考
Advanced Course in Application of Molecular Microbiology A	1	選　択	
Advanced Course in Application of Molecular Microbiology B	1	〃	
Advanced Course in Protein Function	2	〃	
Synthesis and Metabolism on Biofunctional Molecules	2	〃	
Science of Biologically Active Substances	2	〃	
Advanced genetics	2	〃	
Advanced Molecular Biology A	1	〃	
Advanced Molecular Biology B	1	〃	
Ecological and Environmental Management A	1	〃	
Ecological and Environmental Management B	1	〃	
Comprehensive Techniques in English Speech Delivery	2	〃	
Special Research 1	1	必　修	
Special Research 2	1	〃	
Special Research 3	1	〃	
Special Research 4	1	〃	
Special Research 5	1	〃	
Special Research 6	1	〃	
(Doctor's Thesis)			

＊科目名の後に算用数字が付く科目については，必ず１,２の両方を履修すること。

履修要件　　10単位以上　　必　修：６単位
選　択：４単位以上
ただし，自専攻の授業科目から２単位以上並びに他専攻及び他研究科の授業科目から２単位以上修得すること

別表第４　取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科（第39条関係）

専攻	免許状の種類	免許教科
食料共生システム学専攻	高等学校教諭専修免許状	農　　業
資源生命科学専攻		
生命機能科学専攻		

2　神戸大学大学院農学研究科外国人特別学生入学選考規程

平成19年３月30日制定

（趣　旨）

第１条　この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第83条に規定する外国人特別学生として，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究科の前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　大学に３年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程を修了し，研究科において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

⑸　研究科において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

２　研究科の後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位又は専門職学位を有する者

⑵　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑷　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

⑸　研究科において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（出願手続）

第３条　研究科の前期課程に入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院農学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

⑴　入学願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書

⑷　出身大学の指導教員の推薦状

⑸　修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書

⑹　日本に居住している者は，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類

⑺　振替払込受付証明書（所定の用紙）

2　研究科の後期課程に入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

⑴　入学願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　出身大学が発行した修了証明書及び成績証明書

⑷　出身大学の指導教員の推薦状

⑸　日本に居住している者は，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類

⑹　振替払込受付証明書（所定の用紙）

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，筆答試験，口頭試問及び提出された書類により行う。

2　国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）第３条により選定された者及び国外に居住する外国人については，筆答試験及び口頭試問を免除することがある。

（入学の時期）

第５条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

（雑　則）

第６条　この規程に定めるもののほか，この規定の実施に関し必要な事項は，神戸大学大学院農学研究科教授会の議を経て定める。

附　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成24年11月27日から施行し，改正後の神戸大学大学院農学研究科外国人特別学生入学選考規程の規定は，平成24年７月９日から適用する。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

3　神戸大学大学院農学研究科科目等履修生規程

平成19年３月30日制定

（趣　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院農学研究科規則（平成19年４月１日制定）第36条第２項の規定に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科という。」）の科目等履修生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究科の前期課程に科目等履修生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑸　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑹　研究科において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　研究科の後期課程に科目等履修生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位又は専門職学位を有する者

⑵　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑷　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

⑸　研究科において，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　科目等履修生として入学を志願する者は，研究科が定める期間内に，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院農学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

⑴　科目等履修生願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

⑷　振替払込受付証明書（所定の用紙）

⑸　その他研究科において必要と認める書類

２　会社等（官公庁を含む。）に在職している者は，前項各号に掲げる書類のほか，在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。

３　外国人は第１項各号及び前項に掲げる書類のほか住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）
第４条　入学志願者に対する選考は，書類審査等により行う。
（入学手続）
第５条　科目等履修生の選考に合格した者は，所定の期日までに，所定の書類を研究科長に提出するとともに，入学料を納付しなければならない。
（授業料）
第６条　科目等履修生は，所定の期日までに授業料を納付しなければならない。
（履修の時期）
第７条　履修の許可は，学期の始めに行う。
　ただし，教授会の議を経て特別な理由があると認めたときは，各クォーターが開始する月の初めとすることができる。
（履修期間）
第８条　履修期間は，履修を許可された授業科目の開講学期とし，１年以内とする。
２　特別の理由により，前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については，前項の規定にかかわらず，神戸大学大学院農学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，履修期間を延長することがある。ただし，その場合の履修期間は，通算して２年を限度とするものとする。
（履修科目）
第９条　履修することのできる授業科目は，１学期10単位以内とし，実験及び実習は，原則として許可しない。
（試　験）
第10条　科目等履修生は，履修した授業科目について，試験を受けることができる。
（単位修得証明書）
第11条　科目等履修生に対しては，前条の試験に合格した授菓科目について，単位修得証明書を交付する。
（退　学）
第12条　科目等履修生が退学しようとするときは，研究科長に願い出て許可を受けなければならない。
（除　籍）
第13条　科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，これを除籍する。
⑴　科目等履修生として不都合な行為があったとき。
⑵　授業料納付の義務を怠ったとき。
（雑　則）
第14条　この規程に定めるもののほか，この規定の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附　則
この規程は，平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程は，平成20年３月31日から施行し，改正後の第２条第１項第２号の規定は，平成19年12月26日から適用する。

附　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成25年４月１日から施行し，改正後の第３条第３項の規定は，平成24年７月９日から適用する。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成28年４月１日から施行する。

4　神戸大学大学院農学研究科聴講生規程

平成19年３月30日制定

（趣　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院農学研究科規則（平成19年３月20日制定）第37条第２項の規定に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究科の前期課程に聴講生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑸　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑹　研究科において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　研究科の後期課程に聴講生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位又は専門職学位を有する者

⑵　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑷　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

⑸　研究科において，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　聴講生として入学を志願する者は，研究科が定める期間内に，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院農学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

⑴　聴講生願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

⑷　振替払込受付証明書（所定の用紙）

⑸　その他研究科において必要と認める書類

２　会社等（官公庁を含む。）に在職している者は，前項各号に掲げる書類のほか，在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。

３　外国人は第１項各号及び前項に掲げる書類のほか住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）
第４条　入学志願者に対する選考は，書類審査等により行う。
（入学料及び授業料）
第５条　聴講生の選考に合格した者は，所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。
（聴講の時期）
第６条　聴講の許可は，学期の始めに行う。
　ただし，教授会の議を経て特別な理由があると認めたときは，各クォーターが開始する月の初めとすることができる。
（聴講期間）
第７条　聴講期間は，聴講を許可された授業科目の開講学期とし，１年以内とする。
２　特別の理由により，前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については，前項の規定にかかわらず，教授会の議を経て，聴講期間を延長することがある。ただし，その場合の聴講期間は，通算して２年を限度とするものとする。
（聴講科目）
第８条　聴講することのできる授業科目は，１学期10単位以内とし，実験及び実習は，原則として許可しない。
（試　験）
第９条　聴講生は，聴講した授業科目について，試験を受けることができる。
（聴講証明書）
第10条　聴講生に対しては，試験に合格した授業科目について，聴講証明書を交付することができる。
（除　籍）
第11条　聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究科教授会の議を経て，これを除籍する。
⑴　聴講生として不都合な行為があったとき。
⑵　授業料納付の義務を怠ったとき。
（雑　則）
第12条　この規程に定めるもののほか，この規定の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附　則
この規程は，平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程は，平成20年３月31日から施行し，改正後の第２条第１項第２号の規定は，平成19年12月26日から施行する。
附　則
この規程は，平成21年４月１日から施行する。
附　則
この規程は，平成25年４月１日から施行し，改正後の第３条第３項の規定は，平成24年７月９日から適用する。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成28年４月１日から施行する。

5　神戸大学大学院農学研究科研究生規程

平成19年３月30日制定

（趣　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院農学研究科規則（平成19年４月１日制定）第38条第３項の規定に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の研究生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　研究科の前期課程に研究生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑸　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑹　研究科において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　研究科の後期課程に研究生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位又は専門職学位を有する者

⑵　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑷　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

⑸　研究科において，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の時期）

第３条　研究生の入学の時期は，学年及び学期の初めとする。ただし，特別の理由があると認めたときは，この限りでない。

（出願手続）

第４条　研究生として入学を志願する者は神戸大学大学院農学研究科教授会（以下「教授会」という。）が定める期間内に，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院農学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

⑴　研究生入学願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　研究計画書（所定の用紙）

⑷　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

⑸　振替払込受付証明書（所定の用紙）

⑹　日本に居住している外国人にあっては，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類

（選考方法）
第５条　入学志願者に対する選考は，書類審査等により行う。
（入学手続）
第６条　選考に合格した者は，所定の期日までに，所定の書類を研究科長に提出するとともに，入学料を納付しなければならない。
（授業料等）
第７条　研究生は，所定の期日までに，授業料を納付しなければならない。
２　研究生の研究に必要な特別の費用は，研究生の負担とする。
（研究期間）
第８条　研究生の研究期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由により，研究の継続を願い出た者については，教授会の議を経て，１年を限度として研究期間の延長を許可することがある。
（授業科目の聴講）
第９条　研究生は，指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て，研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし，単位を修得することはできない。
（施設等の使用）
第10条　研究生は，指導教員及び管理責任者の承認を得て，本学の施設及び設備を使用することができる。
（退　学）
第11条　研究生が退学しようとするときは，研究科長に願い出て許可を受けなければならない。
（除　籍）
第12条　研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，これを除籍する。
⑴　疾病その他の理由により，成業の見込みがないと認められたとき。
⑵　研究生として不都合な行為があったとき。
⑶　授業料納付の義務を怠ったとき。
（国外に居住する外国人等に対する特例）
第13条　研究生として入学を志願する国外に居住する外国人及び国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）第４により選定された者についての入学の時期，出願手続及び選考方法は，教授会の議を経て定める。
（証明書の交付）
第14条　研究事項について証明を願い出た者には，証明書を交付する。
（雑　則）
第15条　この規程に定めるもののほかこの規定の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年３月31日から施行し，改正後の第２条第１項第２号の規定は，平成19年12月26日から適用する。

附　則

この規程は，平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成25年４月１日から施行し，改正後の第４条第６号の規定は，平成24年７月９日から適用する。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

6　神戸大学大学院農学研究科研究生規程の運用に関する申合せ

平成20年12月12日制定

（趣　旨）

第１条　この申合せは，神戸大学大学院農学研究科研究生規程（平成19年４月１日制定。以下「規程」という。）の運用に関する事項について定める。

（出願手続）

第２条　規程第３条のただし書きにより，特別な理由から学期の初め以外の時期に入学しようとする場合は，入学を希望する日の２か月前の月末までに，理由書（別紙様式１）及び規程第４条に掲げる書類を提出し，出願手続きを完了しなければならない。ただし，志願者が国外にいる場合には，５ヶ月前の月末までに出願手続きを完了しなければならない。

２　前項の入学時期は，原則として毎月の初めとする。

（出願申請資格審査）

第３条　規程第２条第１項第６号及び第２項第５号に該当する者は，出願の１ヶ月前までに出願資格審査に関わる以下の書類を提出しなければならない。

⑴　出願資格認定申請書（別紙様式２）
⑵　履歴書（別紙様式３）
⑶　最終出身学校の卒業又は修了証明書等
⑷　研究歴申立書（別紙様式４）
⑸　研究業績目録（別紙様式５）
⑹　社会活動歴，実務経験歴等及びその他特記すべき事項について（様式自由）